○文部科学省告示第七十七号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年四月二十七日

文部科学大臣　松本　洋平

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
自画像	令和八年三月三十一日	令和八年四月十五日から同年十二月三十一日	株式会社中日新聞社東京本社 事業局長　寺尾　晶子 東京都千代田区内幸町二―一―四	東京都美術館 令和八年四月二十八日から同年七月五日 東京都台東区上野公園八―三六
冷却小屋	同右	同右	東京都美術館 館長　高橋　明也 東京都台東区上野公園八―三六	豊田市美術館 令和八年七月十八日から同年九月二十三日 愛知県豊田市小坂本町八―五―一
粉挽き場	同右	同右	豊田市美術館 館長　高橋　秀治 愛知県豊田市小坂本町八―五―一	あべのハルカス美術館 令和八年十月三日から同年十二月六日 大阪市阿倍野区阿倍野筋一―一―四三
冬の野	同右	同右	あべのハルカス美術館 館長　浅野　秀剛 大阪市阿倍野区阿倍野筋一―一―四三	あべのハルカス一六階
スプール・ベッド	同右	同右	あべのハルカス一六階	同右
マザー・アーチーの教会	同右	同右	同右	同右
うたた寝	同右	同右	同右	同右
ゼラニウム	同右	同右	同右	同右
ヒメコンドル（《飛翔》のための格子入り習作）	同右	同右	同右	同右
花びら	同右	同右	同右	同右
ハリケーンの海	同右	同右	同右	同右
クリスティーナ・オルソン	同右	同右	同右	同右
クリスマスの朝	同右	同右	同右	同右

備考　指定美術品等の関係書類を文化庁参事官（文化拠点担当）に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。